

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 28 年 5 月 6 日付けで行った特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

請求人が受け取った平成 27 年 5 月 7 日付○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○作成の「特別児童扶養手当有期更新に伴う認定診断書について」には、審査医コメントとして「知的障害・精神障害について現在の障害状況が同様または改善した場合、次回有期更新に係る診断書の内容については非該当となる可能性があります」と記載されている。しかしながら、平成 27 年 2 月 25 日付け特別児童扶養手当認定診断書（以下「前回診断書」という。）及び

平成28年3月7日付けの特別児童扶養手当認定診断書（本件診断書）を比較する限りにおいて、本件児童の障害状況が同様または改善したと判断した根拠は客観的に見受けられない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月24日	諮問
平成28年11月29日	審議（第3回第2部会）
平成28年12月13日	審議（第4回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 特別児童扶養手当については、法3条の規定に基づいて支給されるもので、支給要件に該当する程度の「障害児」の状態については、法2条5項の規定により「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。これを受けて、政令は別表第三（以下「政令別表」という。別紙2参照）で各級の障害の状態を定めている。

(2) 法39条の2は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、地方自治法2

45条の9第1項の規定による処理基準として、政令別表に該当する程度の障害の認定基準である認定要領別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）を定めた認定要領が存在する。認定要領に定めるところは、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものと考えられる。

- (3) 認定要領別紙2(4)は、障害の認定は、診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとする。
- (4) 認定要領別紙2(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、同アでは、状態の変動が予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うとする。
- (5) 認定要領別紙2(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。本件児童の障害の状態は、提出された診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。
- (6) そして、精神の障害については、政令別表によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級とする。そして、認定要領別紙2(3)は精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。同イは政令別表における2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加える

ことを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

また認定要領別紙2(5)イは、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うとし、同ウにおいて、必要な場合には、同イの原則にかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとされる。

(7) さらに、認定基準第7節2において精神の障害が区分されているが、「知的障害」については、各等級に相当すると認められるものとして、認定基準第7節2D(2)により「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する。知能指数でいうと、「おおむね35以下のものが1級に、また、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」とされている。

(8) そして、認定基準第7節2D(3)により「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさま

さまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」、「知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定は行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされ、また、同(4)により「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている。

- 2 これを本件についてみると、本件児童の「知能指数又は発達指数」はIQ68と判定され（別紙1・7・(1)・ア）、おおむね50以下ではなく軽度知的障害程度に保たれていると分かるため、2級相当に該当しない。また、本件診断書のうち、「意識障害・てんかん」及び「問題行動及び習癖」の各欄（別紙1・9及び11）には、いずれも記載がない。このことからすると、知能指数のみならず、日常生活のさまざまな場面及び本件児童の諸症状を総合的に判断しても、認定要領別紙2(3)イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第7節2D(2)が2級に相当するものとして例示する「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書の記載から、本件児童の障害が、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（1級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（2級）の状態には該当せず、政令別表に定める障害の状態に「非該当」と判断することが相当であ

る。

- 3 以上のとおり、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が請求人の特別児童扶養手当の受給資格を喪失させた本件処分を違法又は不当ということとはできない。

- 4 請求人は、前回診断書と本件診断書を比較する限りにおいて、本件児童の障害状況が同様または改善したと判断した根拠が客観的に見受けられない旨を主張する（第3）。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害状況届とともに提出された診断書を基に、認定基準により行うものであるところ（1・(3)及び(5)）、本件診断書から判断すると、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断するのが相当であることは、上記2のとおりである。

また、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行い、必要な場合には適宜必要な期間を定め再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとされている（認定要領別紙2(5)イ及びウ）。本件についてみると、前回診断書の記載においても本件診断書同様、「知能指数又は発達指数」の欄（別紙1・7・(1)・ア）はIQ68とされ、「意識障害・てんかん」及び「問題行動及び習癖」の各欄（別紙1・9及び11）には記載がないため、本件診断書同様、障害等級2級相当に該当していない状態にあり、法に規定する障害程度

に該当しないとの判断も可能であったと考えられる。しかし、処分庁の前回認定は、請求人の〇〇〇から東京都への転入後、最初の認定となることから、転入前の〇〇〇における過去の判定経歴・本件児童の年齢など障害の程度の変動の可能性等を勘案する必要があると処分庁は判断し、その必要期間として、1年間の有期認定をしたものと考えられる。

したがって、上記請求人の主張を採用することはできない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)